

木材伐出業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	14~15	山林において、伐倒木（A）を倒し終わり、受口、追口、つる幅を確認するために伐根（B）にチェーンソーをエンジンをかけたまま置いて伐根（A）を確認していた時に、振動でチェーンソーが伐根より転げ落ち、周囲に落ちていたスギの枝葉がスロットルレバーに触れ（推測）ソーチェーンが回転した状態で被災者の左足かかと付近に当たり切創した。	52	1～9
2	11~12	広葉樹整備でチェーンソーを使用し集積物を整理している時にチェーンソーの刃が惰性で回っている状況でチェーンソーを左側に持って行った際、左手首内側に刃が当たり切創した。	64	—
3	15~16	現場にて倒した木の枝払いをチェーンソーで行っているときに転んでしまい、チェーンソーの刃に当たった。	67	1～9
3	15~16	山林で林内作業中、伐倒木を枝払い作業を行っていたところ、チェーンソーのバー先端が枝にふれてキックバックをおこし、チェーンソーが跳ね上がったため、左手首にぶつかり切創した。（チェーンソーをよく握っていなかったため、安全装置が作動する前に跳ね上がってしまった。）	35	1～9
3	14~15	被災者は林内での伐採等作業中、足を滑らせて転倒したとき、使用していたチェーンソーに足が接触し負傷した。尚、被災者は防護衣を着用していたが、転倒時にめくってしまった。	30	1～9
3	13~14	伐採作業中チェーンソーで枝を切っている際、左膝上部を切創する。	61	1～

				9
4	9~ 10	山林（杉約50年生）現場に於いて、杉皆伐後、残った雑木を伐採する作業中、伐根径20cm位の桜を伐倒する時に上部のツルを見落とした為、追い口を入れた時に元が外れてしまい、自分の方に伐倒木とチェーンソーがきてしまい、刃が左足スネに触れ切創負傷した。（チャップス装着中）	30	30 ~ 49
4	9~ 10	急峻な主伐事業地のセンター伐開作業中、雑木を伐採後、弓なりになった枝を伐った直後、突然チェーンソーと伐った枝が同時に自分の方にもどってきて右足に当たった。	52	1 ~ 9
4	15~ 16	当社所有の土地にて、広葉樹の伐採作業中に足を滑らせて転倒、チェーンソーの刃が左膝にあたった。	21	1 ~ 9
4	11~ 12	被災者は、傾斜30度の山林で伐採作業中、伐倒木を伐採していたところ、キックバックを起こした拍子に足を滑らせ、持っていたチェーンソーが左膝に当たった。被災時防護服はチャップスを着用していたが、滑った拍子にチャップスがずれて防護出来なかった。その後下山し、5針縫う処置をした。	31	30 ~ 49
5	13~ 14	伐木作業中、伐倒した全幹材をチェーンソーで枝を払い終わる直前に枝にチェーンソーのバーが跳ね返され、その力でアクセルを掴んでいた右手が外れ、その反動でバーが左ももに触り回っていたチェーンで切創した。	66	10 ~ 29
5	11~ 12	山林内において40年生スギ除伐作業中、伐った木が跳ね返ってきて、チェーンソーを飛ばされ左足の膝に当たり負傷した。	67	1 ~ 9
5	9~ 10	山林素材生産作業場にて枝払い作業中に、チェーンソーの背部で枝を切ろうとした際、枝に力がかかっていることに気付かず切ろうとしたため、チェーンソーのキックバックにより左足甲の親指付根より少し上に刃が当たった。	48	1 ~ 9
5	9~ 10	現地で杉の木を伐採および元倒し中、足元が滑りチェーンソーがキックバックして、左手薬指と小指に当たり切傷する。	19	10 ~ 29

6	10~ 11	斜度10度程度の山林内で、55~60年生のスギの間伐作業を行っていた。裂けた木に掛かり木状態の枯れたスギの風倒木（直径約15cm、長さ約20m位）があり、邪魔になるので処理しようと、根元から7mの箇所から下からチェーンソーをあてたところ、木が裂けて弾かれ、チェーンソーが飛ばされた。飛ばされたチェーンソーの刃先が、地下足袋を履いていた左足甲に当たり、裂傷した。	44	1 ~ 9
6	13~ 14	枝払い作業中、土場の足場の良い場所で作業を行っていた。少しハンドルを軽く握って作業を行っていた際、キックバックになり左手が離れた瞬間に、止まっていた刃に左手薬指が触れて切傷した。	68	1 ~ 9
6	16~ 17	杉の伐採中、伐採作業が終わり退避している際に右足が滑り、チェーンソーが左下腿に当たり受傷した。	23	10 ~ 29
6	10~ 11	森林内において県造林事業の間伐の作業中、森林内の低木を刈りながら大木の抜き切り、伏せ込む一連の作業工程において、誤って負傷したものである。	55	10 ~ 29
7	9~10	くさびを中に入れて、チェーンソーで木を倒す作業中、くさびを抜こうと手をつかんだところ、まだ回っていたチェーンソーにくさびが接触し、くさびをつかんでいた左手に当たり、左人差指を切傷した。	39	1 ~ 9
7	12~13	山林で切捨間伐中に、風倒木直径30cmを玉切りしたところ、木の下方にあたりチェーンソーがキックバックしたため右足親指のつけ根を切創した。	27	10 ~ 29
7	9~10	山林で、下刈作業中に刈払機で左前方向を刈っている時にキックバックを起こし右足側に刃が飛び第一趾、第二趾第三趾を切傷した。	19	10 ~ 29
7	12~13	当日被災者は小班において、同僚2名と伐倒作業に従事していた。伐倒作業の支障となる灌木（3~10cm）を斜面上方に向かってチェーンソーで刈払った時、右足が下方に滑り上半身は前かがみになり、持っていたチェーンソーの刃が左足地下足袋の先に触れ被災した。	46	10 ~ 29

7	14~15	伐採した木を処分するためにトラックに積み込む作業をしていた。トラックの荷台で木を積みやすくするために、一人が広がった枝をチェーンソーで切り落とす作業を、もう一人が枝のついた木を下からトラックへ運び上げていた。下から木を運び上げていた手がトラック上で作業をしていたチェーンソーに当たり、下で作業をしていた者が手に裂傷を負った。	77	1 ~ 9
7	13~ 14	細めの丸太をチェーンソーで切断中、チェーンソーがはねて、誤って左足の先に当たってしまい負傷した。	54	1 ~ 9
7	10~ 11	山林で、チェーンソーにて林齢58年生、胸高・直径約50cmのスギを伐採し、その幹に左足を乗せ枝払いをしているときに、キックバックして左足甲を切傷した。	35	1 ~ 9
7	9~ 10	下刈り（草刈）をしていたとき、急斜面で足が滑った際に、刈払機の回転刃が枯れ木に接触し、キックバックにより回転刃で自分の左足を切った。	48	1 ~ 9
7	11~ 12	集積土場にて、架線により集材されたスギ材をチェーンソーで切断作業中、切断した材（直径18cm、長さ約2m）が手前に転がり、その材が被災者が持っていたチェーンソーに当たり、その反動でチェーンソーの刃が右足膝付近に接触して負傷した。	76	1 ~ 9
7	13~ 14	山林にてナタで竹の枝払い作業中、左手で竹を持って枝払いをしていたため、枝を落とした際に勢い余って指を負傷した。	64	1 ~ 9
9	8~9	民有林でチェーンソーを使い、スギ丸太（15cm）を造材作業中、枝払いをしたところ誤って左足を切創した。	61	10 ~ 29
9	10~ 11	山林で、伐倒準備のため、周辺雑林の下刈り作業中、斜面で足を滑らせチェーンソーで足の脛を切り負傷したものである。	18	10 ~ 29
	14~	山林において、伐採した木の枝払い、玉切り集積作業中、伐採した木の枝をチェー		1

9	15	ンソーで切ろうとした際、誤ってチェーンソーのバーの先端が木にあたり、その反動でバーが足元に触れ、左足の甲の側面にあたり切傷した。	36	～
9	8～9	山林にて刈払機で除伐作業中に、数年前に切った間伐材に刃が当たり、その衝撃でキックバックして、刃が右足の親指に当たり負傷した。	47	30 ～ 49
9	13～ 14	山林で、下刈作業中キックバックをおこし、右足親指の爪の横を草刈機の刃で負傷した。	49	1 ～ 9
9	9～ 10	斜面で伐採後、倒木の上に乗る枝打ち作業中に、誤ってチェーンソーで左脚の膝上を切る。なお、防護服は着用していたが脚の部分がずれていた為に、防護服の横からチェーンソーの刃があたり左脚の膝上を損傷した。	59	1 ～ 9
10	10～ 11	山林で、間伐作業中に伐採した木の枝を鉋で切り落としていた。その際、狙いを定めていた枝に振り下ろした鉋が違う枝に当たり、方向が変わって右手の甲に直撃し裂傷した。	44	1 ～ 9
10	13～ 14	山林において、伐倒した長さ12m直径30cm位の檜の木の枝落とし作業中、チェーンソーで直径10cm位の枝を切断した際、枝が跳ね返り被災者の左手に衝突した。その際、フロントハンドルを掴んでいた左手が離れ、アクセルを掴んでいた右手だけで持ったチェーンソーにより右足大腿部外側の表から裏側を負傷した。	65	10 ～ 29
11	13～ 14	間伐作業を行っていた。斜面約40度の場所でトップハンドルのチェーンソーを使用し直径15cm、樹高約6～7mのヒノキの立木を地面から約1m位の所から伐倒した。伐倒直後「バチッ」と異常な音がしたので左手を確認したところ、手首が切れており出血していた。同僚ヘトランシーバーで連絡し自力で下山し同僚と一緒に病院へ搬送してもらった。	60	30 ～ 49
11	13～ 14	除伐作業現場において、斜面でチェーンソーを使用して集材作業中、足元が滑り、左膝に当たり負傷した。	45	1 ～ 9
		木材搬出事業の現場において伐倒作業中、伐倒や移動に支障となる柴をチェーンソー		50

12	9~10	で処理をしていたところ、切った柴が跳ねてチェーンソーに当たった。チェーンソー防護衣等の安全対策はしていたものの、当たった勢いで、防護衣が防護する範囲外の左足首内側にチェーンソーの刃が当たり負傷した。	65	~	99
----	------	---	----	---	----

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html